

静岡県告示第70号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき静岡県が行う工事は次のとおりであるので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第75号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

1 路線名

川根本町道 高郷上長尾線

2 工事区間

榛原郡川根本町上長尾832から

榛原郡川根本町上長尾313-3まで

3 工事の種類

道路新設工事

4 工事開始の日

令和元年6月12日